

粗大ごみの出し方

問 清掃リサイクル課収集指導係

★直接持ち込み（予約不要・処理手数料は現金で支払い）

日時 月～金曜日、日曜日 午前9時～午後4時（祝日、年末年始を除く）
※月～金曜日の午前11時30分～午後1時30分、日曜日は混雑します。
場所 市リサイクルセンター（新町6-9-1）
持ち物 本人確認書類

★自宅回収（事前予約制・処理手数料は納付書で支払い）

申し込み先 粗大ごみ専用受付電話 ☎23-5805
申し込み日時 月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）
▷申し込みから収集まで1週間程度要します。
▷あらかじめ品名・大きさ・数量をお伺いします。
▷65歳以上の方・障がい者の方のみの世帯等に、粗大ごみを屋内から運び出して収集する制度があります。申し込み時にご相談ください。
収集日（時間指定不可） 月～金曜日（祝日含む、年末年始を除く）
※予約時にお伝えする「粗大ごみ」・「品名」・「受付番号」
を書いた紙を品物に貼ってください。（右図参照）



★いずれも

- ▷生活保護、児童扶養手当、特別児童扶養手当受給世帯は、処理手数料が免除になります。申し込み時にお知らせください。
- ▷せん定枝は太さ10cm以下、長さ1mで束ねてください。
- ▷建築資材、タイヤ、コンクリート、テレビ、パソコン等、収集できないものがあります。

★家電4品目の収集は販売店等へ

テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目は、家電リサイクル法対象製品のため、市では収集できません。製品を購入した店または買い換えをする店に引き取り（リサイクル料金、収集運搬料金がかかります）を依頼してください。それ以外の場合は、市では青梅新興 ☎74-4281 が窓口となって引き取りを行います。（有料）

★粗大ごみ等の不法投棄への自衛策にご協力を

不法投棄は犯罪であり、法律によって処罰されます。市では、不法投棄への対策として、環境美化委員や青梅警察署の協力により随時パトロールを行うほか、不法投棄の防止を呼び掛ける看板等を設置していますが、依然として無くなりません。不法投棄されたごみの処分は、土地所有者へお願いしています。捨てられないよう自衛策にご協力ください。

防犯機能付電話機や自動通話録音機を設置しましょう

問 青梅警察署防犯係 ☎22-0110（内線2162）

ご自宅やご実家の固定電話には、留守番電話機能や自動通話録音機がついていますか？今年市内で発生しているオレオレ詐欺・還付金詐欺はほとんどが固定電話にかかってきた電話が発端となっています。

息子や孫のふりをするオレオレ詐欺や、市役所や税務署の職員のふりをしてATMからお金を振り込ませる還付金詐欺、警察官やデパート店員のふりをする預貯金詐欺、キャッシュカード詐欺盗などほとんどの特殊詐欺は固定電話にかかってくる電話から被害が発生しています。

固定電話にかかってくる詐欺の電話にさえ応答しなければ、詐欺の被害に遭うリスクはほとんどなくなります。親族間の連絡が多く、携帯電話やスマートフォンを使用することの方が多い場合には、固定電話の廃止も検討してみましょう。まずは詐欺犯人からの電話に出ないことが一番の対策です。どうしても固定電話が必要な場合は、市で無償貸与している自動通話録音機の活用をお願いします。自動通話録音機については、市民安全課へお問い合わせください。

原爆死没者・戦没者に黙とうを

問 市民安全課市民安全係

広島市では原爆が投下された8月6日午前8時15分、長崎市では8月9日午前11時2分に、原爆死没者の霊を慰め、式典が行われ、平和の鐘を合図に1分間の黙とうをささげます。

また、8月15日には政府主催の全国戦没者追悼式が日本武道館で行われ、正午に平和を祈念するため黙とうをささげます。市民の皆さんもご家庭や職場で黙とうをささげますようお願いいたします。

下水道使用区域が広がります

問 下水道課総務経営係

8月1日から、次の地区で下水道が使える区域が広がりましたので、早期に下水道へ接続するようご協力をお願いします。下水道が供用（使用）開始されると、くみ取り式トイレの水洗化、台所、お風呂などの生活排水が下水道へ流すことができるようになります。

供用開始拡大区域

大門1丁目、野上町1丁目、梅郷5丁目、柚木町3丁目、師岡町1・2丁目、今井1丁目

（社福）青梅市社会福祉事業団 正規職員募集



問 （社福）市社会福祉事業団 ☎32-1631

職種 市自立センター支援員

応募資格 昭和63年4月2日以降に生まれ、福祉・教育関係の資格を有する方

※詳細はホームページ参照

募集人数 若干人 採用予定日 10月1日

申し込み 8月18日（必着）までに同事業団で配布する申込書（ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入のうえ、郵送 ☎198-0023 今井5-2434-2 または直接同事業団事務局へ

窓口対応に関する 市民アンケート



問 市民課住民記録係

今後の窓口サービスの向上に取り組むため、窓口業務などについて、みなさんがどのように感じられているのかアンケートを行います。市ホームページからの回答も可能です。

期間 8月31日（木）まで

対象 市役所、各市民センター等にお越しの方

地籍調査にご協力を

問 管理課庶務係

地籍調査は、国土調査法に基づき、一筆（登記地番）ごとの土地について、所有者、地番、地目を調べ、境界の位置と面積を測量する調査です。今年度は、次の地区で一筆地調査（一筆ごとの境界確認）を実施します。土地所有者の方には、立ち会いの日程等を通知します。

実施地区

今寺3丁目と藤橋2丁目の各一部

お詫びと訂正

問 都市計画課計画係

広報おうめ7月15日号2面「生産緑地地区の追加募集」の指定による制限および固定資産税等の表記に誤りがありました。正しくは令和7年度から固定資産税等に関する土地評価が変更されます。

お詫びして訂正します。

マイナンバーカード受け取りが 木曜夜間窓口は予約制に



問 市民課マイナンバーカード担当

窓口の混雑解消のため、木曜夜間窓口は8月からマイナンバーカードの受け取りに予約が必要になります。市ホームページ（2次元コード）または電話から予約可能です。

農地調査にご協力を

問 課税課土地係

市では、固定資産税・都市計画税の課税の根拠となる土地の現況地目を把握するため、農地の耕作状況を調査します。

立ち会い等は不要ですが、固定資産評価補助員証等を携帯した職員が私有地に立ち入る場合があります。